

学校のいじめ防止等のための基本的な方針

浜松市立元城小学校

1 はじめに

学校は楽しい場所、安心して過ごすことができる場所でなければならない。いじめは、児童の教育を受ける権利を奪うだけでなく、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与える。また、将来にわたっていじめを受けた体験が児童を苦しめるだけでなく、人間の尊厳をも侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。これは絶対に許されない行為である。

そこで、元城小学校に在籍するすべての児童を守るため、ここに「元城小学校いじめ防止基本方針」を定める。そして、常に保護者や地域住民、関係機関と連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ防止及びいじめの早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは迅速かつ、適切に対処し、再発防止に努めていく。

2 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめ防止の考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全校児童を対象とした、いじめの未然防止が重要であり、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが必要である。そのため、学校の全教育活動を通じ、全ての児童の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、児童一人一人に自己有用感をもたせ、自尊感情を高めていくことも重要である。

いじめの早期発見のためには、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、継続的に情報把握に努める必要がある。

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、校内における組織的な対応はもちろん、家庭や地域、各種関係団体や専門家との連携が必要である。

3 いじめ防止等のための対策

(1) 組織の設置

(ア) いじめ防止対策委員会

「学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」(いじめ防止対策推進法第22条)を受けて、本校では、以下のように「いじめ防止対策委員会」を設置する。「いじめ防止対策委員会」は、校内のいじめの実態を正確に把握し、いじめ防止や解消に向けて早期発見、早期対応など、きめ細やかな継続指導を行うためのものとする。

いじめ防止対策委員会		
構成員	担当者	役割
委員長	校長	・全体の総括及び委員会の開催決定
委員	教頭・教務主任・生徒指導主任・ いじめ対策コーディネーター・ 学年主任・養護教諭・ 発達支援コーディネーター	・いじめ防止等の中核的役割 ・児童の実態把握 ・いじめの実態把握と報告、対策協議 ・情報の収集と記録、共有
特別委員	スクールカウンセラー (SC) スクールソーシャルワーカー (SSW) 外部専門家	・いじめ防止等の取り組みについての 検証

※ 本委員会は、生徒指導委員会とタイアップして、年9回開催する。

※ 必要に応じて、臨時委員会を招集する。

(イ) いじめ対策連絡協議会

中部中学校区の健全育成会とタイアップし、年2回実施する。児童生徒に実施する「生活アンケート」の集計結果を報告し、中部中学校区自治会、元城小学校、北小学校、中部中学校の各PTA、及び関係諸団体の代表の方々からの意見や助言を得ながら、いじめ対策の推進に生かす。

いじめ対策連絡協議会	
構成員	自治会連合会会長、自治会長(代表)、人権擁護委員、主任児童委員 元城小学校PTA会長、副会長、校長、教頭、生徒指導主任 北小学校PTA会長、副会長、校長、教頭、生徒指導主任 中部中学校PTA会長、副会長、校長、教頭、生徒指導主事、健全育成会担当

(2) いじめ未然防止のための対策

「夢いっぱい 笑顔いっぱい 元気いっぱい」を合言葉に、学校や学級への所属感、ありのままの自分を認めてもらえる安心感、仲間とともに目標に向けて取り組む一体感ややり遂げた達成感を持ち、児童一人一人が楽しく学校生活を送ることができるように、全職員で指導していく。

各教科の指導では、「分かる授業」に心掛け、個に応じたきめ細かい指導をする。道徳や特別活動では、可能な限りの体験を通して「命の大切さ」や「いじめは絶対に許されないこと」を実感させる。また、異学年活動を通して「自他を認め合うこと」や「相手を思いやること」の大切さを学ばせる。

(3) いじめ早期発見のための対策

いじめはどこにでも起こりうるという姿勢で、児童一人一人を日常的・継続的に観察し、情報把握に努める。また、学年・学年団会や生徒指導委員会等の場において、気になる児童についての情報を共有し、全職員で見守る。

児童に対して、年3回の「生活アンケート」を行い、児童の悩みや人間関係を把握する。また、児童がいじめを訴えやすい雰囲気を作るよう、日ごろから努める。

家庭訪問や教育相談、学期ごとの三者面談を通して、児童や保護者から直接話を聞きながら実態把握に努めるとともに、家庭との連携を図り、児童に対する指導・支援を行う。

(4) いじめ早期対応のための対策

いじめ、もしくはいじめの疑いが確認された場合、速やかにいじめ対策コーディネーターを中心に全職員で対応する。その際、必要に応じていじめ対策委員会を開催し、情報の共有化を図る。

いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、十分に聞き取り調査を行う。また、他の児童や教職員からも聞き取り調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童の身の安全を最優先に考えて実施する。事実確認をした上で、いじめた児童への指導を行い、直ちにいじめ行為をやめさせる。また、傍観者的な児童に対しても、適切な指導を行う。

いじめられた児童に対しては、SCや養護教諭と連携を図りながら、心身両面における継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活に向けた支援や学習支援等を行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

「いじめ防止対策推進法第28条」ならびに「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」により、重大事態とは以下の場合をいう。

- いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめが原因で、児童が相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。あるいは、いじめが原因で児童が一定期間連続して欠席しているとき。
- 児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ防止対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。また、教育委員会を通じて市長に報告する。

浜松市教育委員会は、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、速やかに「いじめ対策専門家チーム」を招集して、事実関係を明確にするための調査を開始することとなっている。「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」では、学校がいじめを受けた子どもや保護者に行う調査や情報提供を指示・監督し、「いじめ対策専門家チーム」の見立てや判断を子どもや保護者に適切に情報提供することとなっている。

また、市長は、必要に応じて附属機関を設けるなどして重大事態の再調査を行うことがあり、市長の権限及び責任において、当該学校への重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣、等の措置がとられる場合もある。

※ 詳細は、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」による